

富山地区広域圏事務組合ホームページ広告掲載取扱要領

平成23年9月26日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、富山地区広域圏事務組合ホームページ広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項、第8条及び第15条の規定に基づき、富山地区広域圏事務組合ホームページに掲載するバナー広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業種又は業者の基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告は、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの。
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第22号）第1条に規定する学校以外の教育施設
- (4) 利殖を目的とした投資のあっせん勧誘を専ら行うもの
- (5) たばこに係るもの
- (6) 公営を除くギャンブルに係るもの
- (7) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業者や事業者
- (8) 法律に定めのない医療類似行為をおこなう施設に係るもの
- (9) 訪問販売等に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する通信販売、訪問販売を主たる事業とし、店舗等を有しないもの（特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟しているものを除く。）
- (10) 富山地区広域圏構成市町村の指名停止措置を受けているもの
- (11) 富山地区広域圏構成市町村の市町村税を滞納しているもの
- (12) 占い、運勢判断に関するもの
- (13) 興信所・探偵事務所等
- (14) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

- (15) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (16) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の事業者
- (17) 各種法令に違反しているもの
- (18) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
(広告内容の基準)

第3条 次の各号に定めるものは、広告に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等をうけていない商品、その他掲載することが不相当と認められる商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他の者をひぼうし、中傷し又は排斥するもの
- エ 組合の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前活動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を目的とするもの
- キ 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- ク 社会的に不適切なもの
- ケ 国内世論が大きく分かれるもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現および根拠のない表示や誤認を招くような表現
- イ 射幸心をあおる表現
- ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを奨励、保証、指定等をしているかの表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(リンク先のホームページに関する基準)

第4条 前2条の規定は、広告主のホームページのリンク先として指定したホームページ内容についても適用する。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、以下のとおりとする。

(1) 大きさ 縦50ピクセル×横170ピクセル

(2) 画像形式 GIF (アニメ不可、透過GIF不可)、JPEG、PNG

(3) データ容量 10キロバイト以下

(広告の掲載位置、枠数)

第6条 広告の掲載位置は、ホームページのトップページとし、各広告の配置は、理事長が決めるものとする。

2 広告の枠数は、4枠とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告掲載期間は、1ヶ月単位とし、連続する掲載期間は、掲載開始日の属する年度の末日を限度とする。ただし、再掲載を妨げない。

2 広告掲載期間は、掲載開始日の午前9時から掲載をはじめ、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告の掲載料は、1枠あたり月額5,000円(税込)とする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、組合から送付された納付書により、広告掲載予定月の前月25日までに、組合が指定する金融機関で広告掲載料を納付しなければならない。ただし、

理事長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(広告掲載料の還付等)

第10条 納付済みの広告掲載料は、還付しない。

- 2 広告主の責に帰さない理由により、組合が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。
- 3 前項の規定による延長は、1日単位とし、掲載できなかった日数が1日未満の場合は延長しない。

(広告希望者の申込み)

第11条 広告掲載希望者は、富山地区広域圏事務組合ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により、指定する期日までに理事長に申請しなければならない。

- 2 前項の申込書には、広告の画像案(イメージの分かるもの)のほか、理事長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。
- 3 前2項の規定による提出書類等に必要経費は、広告掲載希望者が負担するものとする。

(広告掲載の通知)

第12条 広告掲載の可否の通知は、広告掲載予定月の前月10日までに、富山地区広域圏事務組合ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又は富山地区広域圏事務組合ホームページ広告不掲載決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(広告原稿の提出)

第13条 広告主は、広告原稿(画像データ)を広告掲載予定月の前月25日までに組合に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により提出する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する

富山地区広域圏事務組合ホームページ広告掲載申込書

（あて先）富山地区広域圏事務組合理事長

（申込者）

住 所（事業所所在地）

氏 名（事業者名）

印

富山広域圏事務組合ホームページに広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。

1 広告の内容

（1）掲載希望期間（掲載期間は月単位です。）

（ 年 月 ～ 年 月 ）

（2）バナー広告の画像案（イメージが分かるもの）別添のとおり

（3）リンク先URL（ <http://> ）

2 申込み者の業種および業務内容

（1）業種 （ ）

（2）業務内容 （ ）

※パンフレット等の資料がある場合は、資料の添付をもって業務内容の記載に代えることができます。

3 市町村税納税状況 別添「納税証明書」のとおり

※申込み者の住所が富山地区広域圏構成市町村にある場合は、申込み日の直近の年度における市町村
民税の納税証明書を添付してください。

4 連絡先

（1）担当者名：

（2）住所：

（3）電話：

（4）F A X：

（5）E-mail：

様

富山地区広域圏事務組合理事長

富山地区広域圏事務組合ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました富山地区広域圏事務組合ホームページへのバナー広告掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたのでお知らせいたします。

つきましては、下記により手続きしていただきますようお願いいたします。

記

1 掲載期間

年 月 日から 年 月 日まで（ 箇月）

2 掲載料 金 円

3 掲載料の納入

年 月 日までに、同封の納付書により、指定の金融機関でお支払いください。

4 原稿の提出

年 月 日までに、バナー広告原稿（画像データ）を提出してください。

5 その他

バナーの規格は次のとおりです。

大きさ	縦50ピクセル×横170ピクセル
画像形式	GIF（アニメ不可、透過GIF不可）、JPEG、PNG
データ容量	10 KB以下

様式第3号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

富山地区広域圏事務組合理事長

富山地区広域圏事務組合ホームページ広告不掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました富山地区広域圏事務組合ホームページへのバナー広告掲載について、下記の理由により掲載できないことが決定しましたのでお知らせいたします。

記

掲載できない理由